

# 業務委託仕様書

## I. 業務概要

- 業務名：本館他建築設備定期点検業務
- 履行場所：県立延岡病院（延岡市新小路2-1-10）ほか
- 履行期間：契約日から令和7年3月31日まで
- 業務仕様
  - 本業務委託仕様書に記載されていない事項は、建築保全業務共通仕様書(平成30年版)（以下「共通仕様書」という。）による。
  - 業務委託仕様書に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。
  - 本業務委託仕様書の表記  
各項目に付記した【 】は、共通仕様書における該当項目等を示す。
- 対象業務  
本業務の対象業務および範囲等は以下の通りとする。

### (1) 12条点検業務 【II 1.2.2】

対象建築物は下記のとおりとする。

No	建物名称	住所 (延岡市)	構造 (戸数)	延床面積 (㎡)	竣工	改修履歴	点検対象				
							建築物	換気 (火気)	排煙	非常用 照明	給水 排水
1	本館	新小路 2-1-10	詳細は別添資料1を参照のこと				-	○	○	○	○
2	新医師公舎	愛宕町 2-5-5	SRC造 6階建 (24)	2,538.29	平成元年	平成31年 エレベータ、改修	-	○	-	-	○
3	医師公舎	愛宕町 2-17	RC造 4階建 (18)	1,490.01	昭和56年	平成25年改修	-	○	-	-	○
4	単身 医師公舎	愛宕町 1-3-2	RC造 3階建 (9)	429.18	平成9年	平成29年屋根 防水・外壁改修	-	○	-	-	○
5	西小路 医師公舎	西小路 14-4	RC造 2階建(6)	343.36	昭和44年	平成10年改修	-	○	-	-	○
6	看護師宿舎	愛宕町 2-2294-1	RC造 3階建(30)	798.00	平成4年	平成26年 屋根防水改修	-	○	-	-	○
7	車庫	新小路 2-1-10	S造 1階建(1)	112.76	平成9年		-	-	-	-	○
8	病院等 保育施設	新小路 2-1-10	S造 1階建(1)	109.30	平成24年		-	-	-	-	○

※、昇降機、防火設備は除く

## II. 一般共通事項

### 1. 一般事項

- 受注者の負担の範囲 【I 1.1.3】  
業務の実施に必要な施設の光熱水等の費用負担は、なしとする。
- 報告書の書式等 【I 1.1.5】  
業務報告書の書式等は以下により必要に応じ写真等も添付する。
  - 国土交通省告示様式に準じる。（調査結果表、調査結果図、関係写真等）
  - その他 施設管理者の承諾するもの
- 守秘義務  
本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。
- 著作権その他  
著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

(5) 業務の再委託

軽微な部分とする再委託の範囲については、該当がある場合には施設管理担当者と協議すること。

2. 業務関係図書

(1) 貸与資料【I 1.2.3】

業務の実施に必要な次の関係資料を貸与する。なお、業務終了後速やかに返却する。

① 施設図面類及びデータ

・各施設の管理用平面図、点検記録、完成図など

3. 業務現場管理

(1) 業務責任者【I 1.3.2】

本業務の実施に先立ち、施設管理担当者に通知すること。なお、業務責任者は業務担当者を兼任できる。

(2) 法定資格者の選任

本業務の実施に先立ち、業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、氏名、生年月日、経歴書及び業務に関する資格を証明するものについて書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、法定資格者に変更があった場合も同様とする。

・一級建築士 ・二級建築士 ・建築設備検査員資格者（建築設備の点検のみ可能）

(3) 業務条件【I 1.3.3】

① 定期点検等の実施時間帯

実施日時については、病院の通常業務に支障が生じないように、施設管理担当者と十分に協議すること。

4. 業務の実施

(1) 業務担当者【I 1.4.1】

本業務の実施に先立ち、施設管理担当者に通知すること。

(2) 業務に密接に関連する別契約の業務等【I 1.4.4】

なし

(3) 立会いを要する行事等【I 1.4.5】

なし

(4) 業務の報告【I 1.4.7】

報告書等による報告期限は契約期間内とする。ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

① 定期点検報告書（正1部、副1部、計2部及び電子データ）

・定期調査報告書及び同概要書（建築基準法施行規則様式）

・調査結果表（国土交通省様式）

・調査結果図（国土交通省様式）

※調査結果図はA3で作成するものとし、「要是正箇所」等の必要事項を明示すること。

・関係写真（国土交通省様式）

・その他施設管理担当者が指定する資料

5. 業務の検査【I 1.6.1】

点検の終了後、提出する報告書にて施設管理担当者の確認及び検査を得ること。

III. 特記事項

本業務の特記事項は以下による。

1. 12条点検業務の実施【II 1.2.2】

・建築設備（昇降機を除く）点検項目（A）

注：各棟の建築設備の内訳については、前頁の表の通りとする。

注：昇降機及び防火設備に関しては別途とする。